

平成 29 年 12 月 7 日
行政改革推進会議

平成 29 年秋の年次公開検証の取りまとめ（案）

平成 29 年 11 月 14 日から 16 日まで実施された秋の年次公開検証（「秋のレビュー」）及び 11 月 19 日に実施された秋の年次公開検証（「徳島レビュー」）の指摘事項について、別添のとおり取りまとめる。

診療報酬(調剤技術料)

取りまとめ

「医療保険給付費国庫負担金等」(厚生労働省所管事業)

- ・ 調剤技術料については、薬剤師・薬局によるサービスの対価としての観点から院内処方と院外処方のコスト差について十分に検証されていない。
- ・ 薬局の実態として、厚労省がめざす「かかりつけ薬剤師・薬局」は現時点で少数派であり、今後も現在の調剤報酬体系のままでは、めざす姿に進んでいくとは見込み難い。門前薬局、大手調剤チェーン薬局の調剤技術料については、実態を踏まえると、一層引下げの余地がある。
- ・ 調剤技術料が医科・歯科に比べ伸びていること、医薬分業が定着してきたこと、現在の調剤報酬体系が一部の先進的な薬剤師・薬局やあるべき理想像を基本にした報酬体系であると考えられることや、薬剤師・薬局の実態を踏まえると、真の患者のための「かかりつけ薬剤師・薬局」を進めるためにも、調剤技術料の全体的な水準の引下げを含め、メリハリのついた適正で効率的な調剤技術料の報酬設定とすべきである。

大学(研究等の担い手の育成)

取りまとめ

「国立大学改革強化推進事業のうち 国立大学若手人材支援事業」(文部科学省所管事業)

「科学技術に関する人材の養成・活躍促進のうち 卓越研究員事業、研究人材キャリアマネジメント促進事業、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業、テニユアトラック普及・定着事業」(文部科学省所管事業)

「博士課程教育リーディングプログラム」(文部科学省所管事業)

「卓越大学院プログラム」(文部科学省所管事業)

- ・ そもそも、こうした個々の事業の乱立は、経営力の強化等をもって、研究及び教育の水準を向上させるという、国立大学法人改革で本来目指した方向性を阻害する懸念がある。具体的には、研究や教育の業績評価に応じた人材活用等は十分に進んでいない。

これらの事業は、本来、国立大学法人等の経営努力によって解決すべき当面かつ直面する深刻な問題である若手研究者の雇用の維持等のための方策としての事業である。

- ・ こうした現状に対して、文部科学省が各種の事業を立ち上げ、対応しているが、既存の在籍者の給与削減によって、各大学が人件費をいくら捻出したのか、それを若手の登用に手当てすることができたのか、といった肝心の数値が把握できておらず、これらの事業に対して国民の税金を投じることの合理性について疑念がある。
- ・ 大卒の今後の方向性としては、①様々な事業の乱立、特に教育政策と科学技術政策の間で、対象者や補助内容の重複を徹底的に排除するとともに、その目的や内容を整理する必要がある。②国立大学法人改革の目指した方向性を促すべきである。つまり、高齢教員と若手教員の入替え、高齢教員の給与削減による若手

の登用、更には、各大学における教員の評価システムの制度の確立及び運用など、「経営努力」をしっかりと行った大学に対してのみ支援するようインセンティブ設計も見直すべきである。

- ・ 以下、個別の事業について、必要なものをコメントする。
- ・ 「国立大学若手人材支援事業」については、国立大学法人の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の既存額の中で対応すべきであることから、廃止すべきである。
- ・ 「科学技術に関する人材の養成・活躍促進のうち卓越研究員事業、研究人材キャリアマネジメント促進事業、科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業、テニュアトラック普及・定着事業」については、この春の公開プロセスを踏まえるとともに、重複を排し、既存施策との関係を整理するため、廃止も含めて抜本的に見直すべきである。
- ・ 「博士課程教育リーディングプログラム」及び「卓越大学院プログラム」については、その違いが必ずしも明確でないことに加え、基本的に、それぞれは各大学が取り組むべき今後の方向性を示したものであり、各大学にそうした取組を行うよう促すことは必要であるが、運営費交付金とは別に、巨額となる国民の税金を投じる意義があるのか、バラマキとなっていないか、といった疑念がある。基本的な考え方としては、将来の受益者となる企業の負担を求めるのも一つの考え方であり、いずれにせよ、廃止も含めて抜本的に見直すべきである。

高等学校における先進教育

取りまとめ

「スーパーグローバルハイスクール」(文部科学省所管事業)

「国立研究開発法人科学技術振興機構運営費交付金に必要な経費のうち スーパーサイエンスハイスクール(SSH)支援事業」(文部科学省所管事業)

- ・ スーパーグローバルハイスクール(SGH)、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)について、世界を牽引する人材育成なのか、全体の底上げなのか、そもそもの事業目的と現在の事業内容が合致しているのか、改めて検証するとともに、その上で、所期の事業成果が得られたのかを指定前や非指定校と比較して適切に評価すべきである。
- ・ SGH、SSHについて、国費投入の妥当性が確保され、効果を最大化できる指定の在り方を再検討すべきである。
- ・ 地方自治体の負担や授業料での負担、奨学金との組み合わせなど、国費のみによらない負担の在り方についても検討すべきである。
- ・ SGHとSSHについて、他方の事業成果を取り入れるほか、共同での実施や事業の一本化の可能性を検討するなど、両者の連携を更に深めるべきである。

地方のインフラ整備(下水道)

取りまとめ

「社会資本整備総合交付金のうち 下水道事業」(国土交通省所管事業)

「防災・安全交付金のうち 下水道事業」(国土交通省所管事業)

「下水道事業のうち 下水道事業調査費」(国土交通省所管事業)

- ・ 下水道事業について、本来、受益者負担の原則に則って運営されるべきところ、水道事業に比べて、国費による補助が大きいなど、必ずしも受益者負担の原則と整合的なものとはなっていない。
- ・ 汚水処理人口普及率が 90%を突破し、今後は老朽化に伴う維持管理・更新費の増大が懸念される。こうした中、持続可能な事業経営を行っていくためには、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化やコスト縮減を徹底し、国費による支援は、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、汚水処理施設の未普及地域の解消や集中豪雨による浸水被害の防止等の雨水対策に重点化していくべきである。
- ・ また、下水道事業の主体となる公営企業においては、資産状況を適切に把握し、将来の見通しをつけるため、人口 3 万人未満の自治体を含め公営企業会計の導入を促進すべきである。
- ・ さらに、国土交通省は地方自治体等と協働して、広域化(ICT 活用含む)やコンセッションをはじめとする PPP/PFI の導入など、コスト縮減の徹底を図るとともに、

PPP/PFI の導入等のため、使用料でどのような経費を負担しているのかわかるよう、コストの「見える化」を進め、適正な使用料水準や見通しを住民や事業者と共有していくべきである。

IT・IoTの活用による国民生活の向上

取りまとめ

「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」(総務省所管事業)

「高度対話エージェント技術の研究開発・実証」(総務省所管事業)

「地域IoT実装総合支援パッケージ施策」(総務省所管事業)

- ・ いずれの事業も、民間企業や市場、地方自治体が自らできること、また、取り組むべきことをしっかりと見定めた上で、国(中央政府)が必要以上に支援を行うことは厳に慎まねばならない。具体的には、下記のとおり。
- ・ 「ICTイノベーション創出チャレンジプログラム」については、本事業のような「死の谷」に対する支援は、本来、技術の目利きとリスクを取るという専門性を有し、ビジネスとしているベンチャーキャピタルにとっては投資リスクを軽減する効果を生むことから、自己責任での投資より補助金を選ぶというモラルハザードが起きる可能性が極めて大きく、安易に資金をばらまいてしまっている懸念がある。以上の理由から、事業実施の必要性について、事業の廃止を含め抜本的に見直す必要がある。
- ・ 「高度対話エージェント技術の研究開発・実証」については、競争条件を踏まえた適切な投資規模及び民間企業とNICT(情報通信研究機構)の役割分担のイメージが必ずしも明らかではない。民間企業が、自己リスクでの研究開発投資よりも政府による支援を選ぶというモラルハザードが生じるおそれがあることを十分に踏まえ、事業実施の必要性を抜本的に見直す必要がある。

仮に、研究開発として少額の投資として実施する場合には、他の投資のとりやめ、見直しを前提とするなど、全体として効果的・効率的な投資管理を行う必要がある。

・「地域IoT実装総合支援パッケージ」については、

- ① 「地域IoT実装推進事業」については、大きな方向性としては、今後、人材減少が見込まれる自治体において、IoTがその代替をし、コスト面ではもちろんのこと、新たな情報提供等のクオリティの面でも、導入が期待されるものである。しかし、全国展開するという成果目標が達成されることにより、受益者である国民に対し、質とコストの両面で具体的にどのようなメリットが生じるかについて明確ではない。

基本的に、成功事例の導入は自治体にとって必要かつ役に立つことが期待されるものであり、まずは自治体を選択し、負担すべき事柄であること、また、関係省庁の既存の補助金スキームを活用できることから、その重複を踏まえ、事業実施の必要性について抜本的に見直すべきである。

仮に、事業を継続する場合、総務省は、全国にいかに関普及させていくのか、広域自治体によるサポートや制度的な障壁の取扱いを含め、その戦略および具体的なロードマップを明らかにすべきである。

- ② 「地域IoT実装推進に向けた調査研究・計画策定支援事業」、「データアカデミー推進事業」、「地域IoT官民マルチパートナー事業」については、上記の原則と同様、国の関与は必要最小限とすべきとの考えの下、事業実施の必要性を見直すべきである。

電波利用

取りまとめ

「電波の監視等に必要な経費」(総務省所管事業)

「総合無線局監理システムの構築と運用」(総務省所管事業)

「電波資源拡大のための研究開発等」(総務省所管事業)

- ・ 29年度以降に新規に実施している事業、具体的には電波の監視や電波資源拡大のための研究開発等の中には必要性が必ずしも見出せないものがあり、真に必要な事業のみに絞り込む必要がある。例えば、5Gの研究開発から直接利益を得るのは民間企業であることを勘案すれば、政府と民間の役割・費用分担の在り方についても再検討する必要がある。
- ・ そもそも、電波利用料を財源とする事業について、用途が限定されていることがかえって不要不急な事業を生み出す、あるいはそうしたインセンティブが働く可能性もあり、電波利用料を財源とする事業のうち今回対象とした事業以外についてもその必要性を全体として検証していく必要がある。
- ・ 電波は本来国民の共有財産であり、その有効かつ適正な利用を確保することが重要である。そのためにも、電波の監視や無線局の免許申請事務についても今の実施方法で良いのかどうか見直す必要がある。特に事後的な対応から未然防止へのシフト、成果目標の適正な設定など、事業の効果的・効率的実施の確保に向けた努力をしていく必要がある。

- ・ 電波については国民の共有財産であることを踏まえ、その経済的な価値に基づく負担の在り方や収入の使途の見直しなど、電波利用料体系の全体の再設計について検討を行う必要がある。

漁業の成長産業化

取りまとめ

「漁業構造改革総合対策事業」(農林水産省所管事業)

「浜の活力再生交付金(強い水産業づくり交付金)」(農林水産省所管事業)

「国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業」(農林水産省所管事業)

「国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち漁業経営等安定水産物供給平準化事業」(農林水産省所管事業)

「国産水産物流通促進事業」(農林水産省所管事業)

- ・ 漁業構造改革総合対策事業については、事業実施者のコスト削減・収益性の向上を目指すにとどまり、資源管理を含めた持続可能なビジネスモデルの確立までには至っていない。資源管理が適切に行われていない状況で操業・生産体制や流通販売の効率化を高めた場合、全体として合理的とは言えない投資や中長期的には漁業資源の枯渇を招き、むしろ成長産業化の方向性に反するおそれがある。今後は、科学的なデータ分析に基づいた個別割当制度等(IQ(個別割当)・ITQ(譲渡性個別割当))を導入し成長産業化に成功している国々を参考としつつ、これまでの実証事業の成果の分析を深め、持続可能なビジネスモデルを早急に確立すべきである。
- ・ 浜の活力再生交付金については、漁業所得の向上を成果指標としているが、その持続可能性を維持するための資源管理の状況を含めた形での成果は明らかにされていない。交付対象の浜ごと及びそれ以外の浜も含めたデータの比較分

析を行い、適切な投資のもとで資源管理と漁業所得の向上が成立している成功事例とその要因を明らかにすべきである。また、その結果に基づいて、国の負担の必要性も含め、今後の事業の在り方を見直すべきである。

- ・ 国産水産物流通促進・消費拡大総合対策事業は、本来、水産物販売や流通関連業者の自助努力又は地方自治体により行われるべきことであるとの考えの下、国の関与については真に必要なものに見直すべきである。

観光インバウンド

取りまとめ

「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」(国土交通省所管事業)
「観光地域ブランド確立支援事業」(国土交通省所管事業)
「広域観光周遊ルート形成促進事業」(国土交通省所管事業)
「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」(国土交通省所管事業)
「訪日旅行促進事業(訪日プロモーション事業)」(国土交通省所管事業)
「(独)国際観光振興機構運営費交付金のうち 訪日プロモーション事業」(国土交通省所管事業)

- ・ 訪日観光振興事業の推進に当たっては、訪日外国人のニーズに基づいて事業を見直すことが必要である。
- ・ 「観光地域ブランド確立支援事業」、「広域観光周遊ルート形成促進事業」及び「地域資源を活用した観光地魅力創造事業」は本年度で終了し、3事業は「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」へ統合されることから、3事業については事業開始から現在までの事業効果を分析・評価して、統合の効果・改善の効果が最大限得られるように新事業に反映させる必要がある。こうした評価を行うことにより、当該事業がないときに比べ事業を行うことでどれくらいの効果があったか、成功例と失敗例にはどこに違いがあったのか把握し、また、成功した支援事業の手法を他に広めるべきである。
- ・ 「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」については、従来のルート設定型の周遊コースを支援するのではなく、地域の観光資源を磨き上げ、魅力ある

観光資源を中心として、旅行者の目的に応じた誘客戦略に移行していくべきである。

- ・ その際、多言語に対応した観光案内サイトや、観光資源の外国人観光客向けの説明が整備されていないなどの諸問題について来訪する外国人観光客の立場に立って分析し、それを解決するような制度設計とすべきである。
- ・ また事業実施に当たっては、政策全体及び個々の支援事業の効果を適切に評価するため、目標設定時、中間評価時、結果評価時における KPI などの具体的な基準を設定し、当該基準に満たない場合には事業の見直しなども検討する必要がある。現行の評価指標は事業を評価するものとはいいがたいことから、評価指標をどのように設定すべきか検討し、また指標の取得方法も用意しておく必要がある。
- ・ 観光庁は、実施主体である DMO 等の自主的な運営を尊重しつつも、本事業において期待される効果を適切に発揮することができるように、訪日客のニーズに応える取組を優先順位を付けて行っている先進的な DMO のみが補助を受けられるような基準を策定すべきである。
- ・ 「訪日プロモーション事業」について、支援先の個別事業の実施に当たっては、JNTO が有している海外ネットワーク等を活用して、JNTO と DMO が密接に連携し海外訪日客のニーズを把握し分析する。また、日本に関心を持たない外国人旅行者について、その原因を分析する等、戦略的に取り組んでいくべきである。JNTO や観光庁が把握したニーズは新事業を含め関係者に共有する必要がある、プロモーションにいかす仕組みを作るべきである。

ODA(ボランティアの在り方)

取りまとめ

「(独)国際協力機構運営費交付金(技術協力)のうち 多様な担い手との連携」(外務省所管事業)

- 政府開発援助の一環であるボランティア事業として、異文化社会における相互理解と帰国後の社会還元を図るという観点のみならず、開発途上国の経済・社会の発展への寄与の観点から、その必要性及び期待できる効果を精査の上で、効果的・効率的に実施すべきである。
- 本事業開始から 50 年余りが経過し、我が国を取り巻く国際環境の変化に合わせて、本制度の枠組みの抜本的な再検討を行うべきである。その際、青年、シニアの年齢別区分ではなく、専門的技能の有無等の特性に応じた制度設計を検討すべきである。
- ボランティア事業の評価については、各案件において、開発途上国の経済・社会の発展への寄与度に関する定量的な指標を事前に設定し測定するなどして、評価の精度を高め、評価結果をその後の援助にいかすためのPDCAサイクルを構築すべきである。
- 青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの待遇については、ボランティアとして真に必要で適正な水準の手当となるよう、①人件費補てんの抜本的見直しや民間連携ボランティア制度のうち人件費補てんのない派遣の更なる活用、②現地生活費・住居費・家族手当について各制度のこれまでの経緯にとらわれずに支給要件や水準の見直し等を行うべきである。
- ボランティア事業より、NGO等の活動への支援の方が効果的・効率的な場合もあることから、NGO等との更なる連携を図るべきである。

石油・天然ガス事業への出資

取りまとめ

「石油天然ガス田の探鉱・資産買収等事業に対する出資金」(経済産業省所管事業)

- ・ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「JOGMEC」という。)が当年度に出資を行うために必要な額を予算計上しているが、交渉の遅れなどから、結果として、JOGMEC 内に多額の資金が滞留している年度も見受けられる。交渉の進捗に左右される面はあるものの、財政資金の効率的な執行の観点及び石油石炭税を財源として実施していることも踏まえ、当年度に出資する確度がより高い案件に絞り、かつ、所要額を厳しく精査したうえで予算を計上すべきである。
- ・ 政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件については JOGMEC の内部規定で定めているが、その内容は抽象的であり、また、借入金と出資金の割合に係る基本的な考え方も規定されていないことから、政府保証借入金を財源として出資を行う場合の要件の明確化など、内部規定の整備・見直しを含めた検討を早急に実施すべきである。
- ・ JOGMEC には「出資割合は原則5割以下」との「民間主導の原則」が適用されているが、昨年法律改正において、JOGMEC 単独で株式を取得することが可能となったところであり、本業務に係る内部規定の整備を含め、JOGMEC におけるリスクの管理態勢・審査態勢の拡充・強化を図るとともに、引き続き、ガバナンス面での強

化にも取り組むことが必要である。

- ・ 将来的な国民負担を回避する観点からも、投資・出資に関する計画を適切に立案し、その内容をしっかりと精査することが必要である。さらに、その計画については、不断に見直しを行っていくことも必要である。また、立案した投資・出資に関する計画については、HP等において公表することも検討すべきである。

基金

取りまとめ

「施設園芸等燃油価格高騰対策基金」(農林水産省所管事業)

「貸付事業資金」(農林水産省所管事業)

- ・ 両基金は、燃油価格の高騰や入漁料の支払に対してセーフティネットとして補填金の交付や貸付が行われているが、本来、農業・林業・漁業についても他の産業と同様、価格転嫁等による経営努力が求められることから、真に必要な基金事業かどうか厳格に検討するとともに、過剰な資金を保有しなくても済む方策がないか金融的な観点を含め幅広く検討すべきである。
- ・ 施設園芸等燃油価格高騰対策基金については、施設園芸農業者の燃油量削減へのインセンティブとなっているか、燃油量削減実績や今後の燃油価格の上昇率と必要な発動額の見通しなど事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。
- ・ 貸付事業資金については、政策効果が必ずしも明確ではなく、海外漁場を確保する政策の中で国が実施する意義・位置づけを再整理するとともに、特定の企業や国際機関に対する過度な支援となっていないか、事業の執行計画を厳しく再精査した上で基金残高がどれくらい必要か、といった点について厳密に検討すべきである。

- ・ 両基金について、事業の将来見込みと執行実績との間で大きな乖離が生じているため、事業の執行計画を厳しく再精査し、余剰資金は国庫返納すべきである。
- ・ 両基金のみならず、公益法人等に造成された全ての基金について、事業見込みが適切に精査されているか、資金が安全かつなるべく高い運用益が得られる方法で運用されるよう適切な保有方法となっているか等の観点から、早急に再点検を実施し、余剰資金について国庫返納すべきである。

EBPMの試行的検証 モデル事業(ICTの活用)

取りまとめ

「情報通信技術を活用した教育振興事業のうち 情報教育の推進等に関する調査研究」(文部科学省所管事業)

「次世代施設園芸拡大支援事業」(農林水産省所管事業)

「IoTを活用した社会インフラ等の高度化推進事業のうち 製造分野:スマート工場実証事業」(経済産業省所管事業)

- ・ EBPMの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、事業が目的達成のための手段として有効か、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。
- ・ モデル事業では、課題を明らかにした上で、解決策としての仮説を設定し、事業を実施する中で得られた情報・データをもとに仮説が正しかったかを検証することが必要である。その際、仮説や変数を操作するための選択肢がどのような根拠に基づき選ばれたのか確認できるよう、情報を記録・保存するとともに、その情報を公開することも重要である。また、モデル事業にはモデル実施後の政策の決定と本格展開の

ために何らかの情報・データを収集するという側面があるので、どのようなものの収集を目指すかをまずは整理したうえで、十分に収集可能な事業設計とすることが必要である。

- ・ 事業の成果を社会に普及していくためには、まずは、モデル事業の成果を十分に検証することが必要である。また、どのような指標によって評価を行うかについては、指標に関するデータの収集方法を含め、事前に決定しておくことが必要である。なお、モデル事業の成果検証の結果として「有効ではない政策」が判明することもあるが、それは、モデル事業の成果としてプラスと捉えるべきであり、その場合、当該モデル事業の問題点をしっかりと分析し、その結果を当初想定された課題の解決や他のモデル事業の設計の際に活用していくことが重要である。さらに、検証された成果をもとに実施する普及段階については、モデル事業実施後のPDCAサイクルに属するものとして、モデル事業とは区別して考えることが必要である。
- ・ ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要である。また、収集した情報・データの有意義な分析を行うためには、例えば、モデル事業の対象先と対象先以外の比較による事業効果の識別、モデル事業の対象先において一部の条件を固定化した上で他の条件のみ変更することによる対象先間での差異の把握といった取組を行うことも必要である。
- ・ 客観的データの取得が難しい分野もあるが、そのような分野においても、まずは、客観的データが本当に取得できないかを検証することが必要である。その上で、客観

的データの取得が困難な部分があれば、客観的データに代わる検証方法をしっかりと検討することが重要である。また、客観的データの取得が困難な場合は、モデル事業実施の必要性自体も含めて十分に検討することが必要である。

EBPMの試行的検証

複数省庁関連事業(建設業の人材確保・育成)

取りまとめ

「建設労働者雇用安定支援事業費」(厚生労働省所管事業)

「建設業における女性の働き方改革の推進」(国土交通省所管事業)

- ・ EBPMの実施に当たっては、この問題の解決が必要なのか、何を目的として行う事業なのか、事業が目的達成のための手段として有効か、これらを事業の目的・手段の合理的な関係を説明するロジックモデルやこれをサポートするエビデンスを用いて精査することが必要である。また、事業実施により直接コントロールできる範囲を「アウトカム」、事業実施のみでコントロールできず、その他の影響が介入する社会的な変化等は「インパクト」とすることが一つの整理であり、この点を踏まえてロジックモデルを作成することが重要である。
- ・ ロジックモデルの設定と合わせて、エビデンスの信頼性の検証を行うことが必要である。また、収集した統計・データ等の有意義な分析を行うためには、事業対象と対象以外の比較による事業効果の識別などの取組を行うことも重要である。
- ・ EBPMに基づく検証によって施策の効果が明確な形で示されるため、異なる対象に同様の手段を適用する場合において各省庁の政策立案や検証の参考にしやすくなるという側面があることを意識し、有効な政策手法の共有や連携を積極的に進める

必要がある。

- ・ 複数省庁が共通又は関連する政策目的に対し関連する事業を実施する場合には、事業の基本設計であるロジックモデルや、統計・データ等が関係省庁間で連携・共有されるよう検討することが必要である。特に、アウトカムをどのようなレベルの指標によって確認するのか、関係省庁間での認識を統一することが重要である。
- ・ また、政府全体での政策目的やこれに対して各省庁が貢献すべき範囲や割合について認識を共有したうえで、事業の計画段階における現状把握を十分に実施し共有するのみならず、実施段階における進捗管理や、事後的な効果検証の段階においても、統計・データ等を関係省庁間で適時に共有し、効果的・効率的に事業が実施されるよう連携して取り組むことが必要である。

農林漁業の人材確保

取りまとめ

「農業人材力強化総合支援事業(旧新規就農・経営継承総合支援事業)」(農林水産省所管事業)

「「緑の新規就業」総合支援対策」(農林水産省所管事業)

「新規漁業就業者総合支援事業」(農林水産省所管事業)

- ・ 農林漁業への新規就業者の確保のためには、農林漁業を成長産業化し、就業先として魅力のある産業とすることが何よりも重要である。
- ・ 就業希望者に対する給付金については、必要性及び効果を検証し、雇用就農も含めて新規就業者の裾野拡大につながるよう、交付対象を効果的・効率的なものに見直すべきである。特に、農家子弟への支援については、見直しを検討すべきである。また、交付単価についても、適正な水準であるか検証すべきである。
- ・ 新規就業者に研修を行う法人・団体等への支援については、研修先にとっても人材確保のメリットがあることから、国の負担は限定的なものとするべきである。特に、研修後も研修先に継続雇用されることを前提とする場合には、国の支援の必要性を見直すべきである。また、研修後の定着率の向上に向けた取組として、研修先に求める定着率に関する要件を厳しくする等、更に支援対象を限定するような見直しを行うべきである。

物流における省エネルギー対策

取りまとめ

「エネルギー起源 CO2 排出削減技術評価・検証事業費のうち 郵便物の再配達削減による CO2 削減効果検証事業」(環境省所管事業)

「物流分野における CO2 削減対策促進事業のうち モーダルシフト促進支援事業及び宅配システムの省 CO2 化推進事業」(環境省所管事業)

「公共交通機関の低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業(国土交通省連携事業)のうち 自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業」(環境省所管事業)

- ・ 石油石炭税等を財源として事業を実施するエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定については、不要不急の事業が予算計上されることのないよう、事業の必要性等を厳しく精査し、真に必要な額を一般会計から同勘定へ繰り入れるべきである。
- ・ 「宅配システムの省 CO2 化推進事業」及び「郵便物の再配達削減による CO2 削減効果検証事業」については、基本的には、民間事業者にとってもメリットがあるものであり、さらに、フレキシブルな宅配物の配達方法の開発など民間事業者自身の取組も進んでいる状況にある。また、宅配ボックスの統一性や利用の効率性は重要であるが、ガイドラインの作成など民間事業者の連携を促す方法により、国の負担を最小限に抑えながら対応することが可能と考えられることから、両事業については、事業の廃止を含め、事業実施の必要性を抜本的に見直すべきである。

- ・ 「モーダルシフト促進支援事業」及び「自転車利用環境の整備を通じた交通の低炭素化促進事業」については、CO2の削減効果・削減コストがどの程度か、この事業を実施する前提であるモーダルシフトや自転車利用が進まないボトルネックは何か、この事業を実施することによりモーダルシフトや自転車利用が進むのかなどこの事業の真の効果が明確となっていないため、両事業については、事業の廃止を含め、実施の必要性を抜本的に見直すとともに、費用対効果がより高い施策を検討すべきである。

水道事業の基盤強化とPFI導入推進

取りまとめ

「民間資金等活用事業調査等に必要な経費」(内閣府所管事業)

「官民連携等基盤強化支援事業」(厚生労働省所管事業)

「新たな広域連携の促進に要する経費」(総務省所管事業)

「地方財政決算情報管理システム等運営経費」(総務省所管事業)

「IoTを活用した社会インフラ等の高度化推進事業のうち 社会インフラ分野」(経済産業省所管事業)

- ・ 人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業を取り巻く事情を踏まえ、「経済・財政再生計画」に基づき、自治体の公共施設等総合管理計画の「個別施設計画」(水道分野)や公営企業の「経営戦略」の策定を促進するとともに、歳出削減に資するPFI活用の検討を強化すべきである。
- ・ 厚生労働省及び総務省は、自治体・公営企業の「広域連携」をさらに進めるため、地域の実情に応じた広域連携のモデルや方向性を示すなどして、事業体の統合のみならず、多様な形での広域的な連携の取組を促進すべきである。また、IoTを活用した効率化等の取組の成果を活用するなどして、水道事業全体の効率化に取り組むべきである。
- ・ また、水道分野における広域連携を図り、PFIコンセッション事業導入を促進するため、水道法改正はもとより、「未来投資戦略2017」に基づき、運営権対価の資金で地方債を繰上償還する際の補償金を減免する等、コンセッション事業を導入する自

治体に対するインセンティブの付与を行うべきである。さらに、関係府省は、自治体等への支援体制の強化を図るとともに、住民に対しても、水道事業の課題や将来への見通しを示すなど、理解促進のための取組を積極的に行っていくべきである。

- ・ 各府省における官民連携や広域連携の支援事業は、その役割分担を明確化しつつ、連携の強化を図り、効率的に運営していくべきである。とりわけ、厚生労働省及び総務省は、広域連携やPFIコンセッション事業導入の促進について連携を強化し、広域連携を推進するための目標設定を含め、更にどのような取組ができるのか検討すべきである。